

兄妹の恋歌物語

—— 軽太子と衣通王 ——

序

允恭記では、軽太子と衣通王（軽大郎女）は兄妹婚の禁忌を犯して恋歌を交わし、追放先で「共自死」するという悲恋として描かれている。一方で兄妹婚の神話として神代記（紀）のイザナキ・イザナミの話が知られているが、それについては旧稿で取り上げたので、その一部を抜粋する。

古事記において同母妹を意味する「伊呂妹」という語は、神代記のアメワカヒコの妻のシタテルヒメ、亦の名タカヒメが、アヂシキタカヒコネの「伊呂妹」として兄アヂシキタカヒコネの御名を顕す夷振の歌を歌うところに見られる。古事記の「伊呂妹」の用例二つ目が垂仁記のサホビコの「伊呂妹」サホビメである。そして、允恭記において、カルノミコが「伊呂妹」カルノオホイラツメとの同母兄妹婚が発覚するのだが、それはカルノミコが「姦」けたという表記がなされ、二人の情は歌によって示され、その後の流罪、そして二人の死へと、兄妹婚が罪深いものとして語られていく。その点で、カルノミコ・カルノオホイラツメ兄妹婚は、

吉田修作

特に会話において「愛」の用字を多用するイザナキ・イザナミ神話とは表現として位相を異にしていることが分かる。

また、兄妹婚の神話は記紀に限らず、沖繩や他地域の始祖神話に見られることは既に指摘されているが、その中に多くの歌を伴ったものは皆無に等しい。その面で特異なこの一連の歌物語的物語に関しては多くの論考が行われている。それらの研究史を踏まえつつ、兄妹の恋歌と地の文の関係、允恭紀や神代記などとの比較、歌曲名、歌謡の語句、古事記の「恋」の用字などの検証から、兄妹が恋歌を交わすという古代の意味を探り、さらに、万葉集の相聞とのつながり、関連する歌謡や物語と万葉歌や左注などにおける語句や表記の差異なども考えていく。

一、兄の恋歌——「妹」と「妻」——

允恭記と允恭紀とを比較しその差異の一つとして挙げられるのが、後者が天皇生前の出来事とされるのに対し、前者が天皇崩御後であることである。既に古事記注釈などが指摘しているように、古事記において、天皇崩御後に反乱伝承が語られる類型があり、允恭記の軽太子と衣通王（軽大郎女）の兄妹婚もそ

れに相当する。途中の穴穂皇子との戦いを含めて、当該物語全体が反乱伝承の枠組みにあることを確認しておく。それは、必然的にイザナキ・イザナミ神話が神生み、国生みというものの生成を語るのに対して、当該物語が反乱という王権秩序の破壊という位相を有しており、それらが地の文を伴いながら歌を中心に展開されるという特徴として現れる。その発端は軽太子が軽大郎女を「姦」けたと兄妹婚を地の文で明記し、軽太子の歌(古事記歌謡七八)が歌われる。当該歌謡は允恭紀にも若干の語句の異同を伴って記載され(書記歌謡六九)、琴歌譜二にも「しらげ歌」として収録されている。琴歌譜では注記に「日本記曰」として、允恭紀とともに允恭紀も参照し、さらに「古歌抄云」として、允恭天皇が衣通日女王に贈ったという別伝も記す。古歌抄なるものは現存しないが、ここからは記紀歌謡が状況を異にして伝わっていたことが判明する。当該歌の異同は次のようにある。

……下問ひに 我が問ふ妹 下泣きに 我が泣く妻 今夜
こそは 安く肌触れ (古事記歌謡七八)

……下泣きに 我が泣く妻 片泣きに 我が泣く妻 今夜
こそ 安く肌触れ (書記歌謡六九)

……下問ひに 我が問ふ妻 下泣きに 我が泣く妻 今夜
こそ妹に 肌触れ (琴歌譜二)

微妙な差異だが、書記歌謡六九が「妻」とのみあるのに対して、他の二者は「妻」と「妹」が併用され、古事記歌謡七八は対句として用いられている。かつて西郷信綱が論じたことだが、兄妹婚を基盤として「妹と兄」が夫婦関係の詩的・神話的原型と

なり、特に歌や物語の会話の表現においては妹と妻、兄と夫とが同意で用いられることは周知の通りである。それでも、一首の歌の中で「妻」と「妹」が併用される例は限られており、右の古事記歌謡七八の他は、古事記歌謡四、古事記歌謡八九と万葉集に若干の例が見られるのみである。まず古事記歌謡四を参照してみる。

古事記歌謡四はヤチホコノ神の神語の一首、后スセリビメの嫉妬を和らげようとして歌った歌の中で、前半に「愛子やの妹の命」とあり、やや離れて末尾に「若草の妻の命」と呼び掛けている。嫉妬したスセリビメの魂を鎮めようとし、下巻の嫉妬する皇后磐姫に応じた仁徳天皇などの起源ともなるような恋歌である。それに対して、古事記歌謡七八は「妹」と「妻」を対句とし、それらの語句が置換可能であるという兄妹婚の神話幻想に基づき、秘めた恋を露見させようとする恋歌として歌われた。一方、日本書紀歌謡六九、琴歌譜では「妹」と「妻」の対句ではなくすることによって、兄妹婚という契機でなく一般的な恋の露見の歌とした。だからこそ、琴歌譜の注記の古歌抄にあるように、允恭天皇の衣通日女王への恋歌としても語られたのである。その面で、允恭記では兄妹婚という発端の地の文と歌謡が対応していると言える。

次に、古事記歌謡八九はどうか。

こもりくの 初瀬の川の 上つ瀬に 斎杖を打ち 下つ瀬
に 真杖を打ち 斎杖には 鏡を懸け 真杖には 真玉を
懸け 真玉なす 吾が思ふ妹 鏡なす 吾が思ふ妻 有り
と言はばこそ 家にも行かめ 国をも思はめ

(古事記歌謡八九)

前歌八八とともに、古事記で二首は読歌とされ、「こもりくの 初瀬の山の」(八八)「こもりくの 初瀬の川の」(八九)で始まり、挽歌的相聞歌などと評されるが、初瀬の山や川の儀礼に関わる語句で前半が展開するくらいに捉えておく方がよい。八九番歌はそれらの儀礼的詞章から転じて「真玉なす 吾が思ふ妹 鏡なす 吾が思ふ妻」との対句表現が目目される。「真玉なす」の玉、真玉は万葉集で多く詠まれていたが、「真玉なす」は、他に次の一首のみである。

懸けまくは あやに畏し 足しひめ 神の命 ……真玉
なす 二つの石を 世の人に 示し給ひて ……

(五・八一三)

所謂神功皇后の鎮懐石の歌で、「真玉なす 二つの石を」と石の形容として用いられている。阿部寛子は「真玉なす」の用例が他に古事記歌謡八九の異伝歌である万葉集一三三二二六三にしか見られないことを指摘している。ただし、他に玉を人の形容、比喩とする用例まで広げれば、古事記歌謡六、同七、日本書紀歌謡九二がある。その中で古事記歌謡六はアヂシキタカヒコネ、同七はヒコホデミという男の神の比喩である(歌謡七は後述)のに対し、日本書紀歌謡九二は影姫というをとめの喩である点で参照される。

琴頭に來居る影姫玉ならば我が欲る玉の鏡白玉

(日本書紀歌謡九二)

旧稿でこの歌を取り上げたので引用する。

「琴頭に來居る影姫玉ならば」を解釈すると、琴頭に神靈

魂が憑りつき、かがやく光を発するようになった影を名に負う影姫が、魂玉であるならば、というようなことなるのではないか。比喩的に言えば、影姫は魂を憑りつかせる一種のタマヨリヒメと言つてもよい。

日本書紀歌謡九二を参照するならば、古事記歌謡八九の「真玉なす 吾が思ふ妹」の表現から導かれるのは、神靈が宿るような神聖な妹ということになろう。阿部寛子も別の論証により、「真玉」の属性、すなわち「真玉＝魂＝神さぶ」と妹が重なりあうと言及する。一方、当該歌の次の「鏡なす 吾が思ふ妻」の「鏡なす」は枕詞化して、鏡を見るようにで見るに掛かるものと、当該歌のように大切に思う意で地名や人を導くものがある。「鏡なす」が人に関わる用例としては、

鏡なすわが見し君を阿婆の野の花橘の珠に拾ひつ

(万葉七・一四〇四)

が挙げられるが、直接的には「わが見し君」の「見し」に掛かるとも言える。別に妻を「鏡」と見なした歌もある。

住吉の小集樂に出でて現にも己妻すらを鏡と見つ

(万葉一六・三八〇八)

左注によれば、住吉の小集樂という野遊びの場で、自分の妻が「容姿端正」であることを讚嘆した歌だという。左注「容姿端正」の「端正」はキラキラシ、ウルハシなどと訓まれ、阿部寛子などが指摘するように、神婚に関わる男女の形容の類型である。従つて、三八〇八番歌は妻の容姿が神女のようにだと讚美しており、それと同様に、古事記歌謡八九も「鏡なす 吾が思ふ妻」の表現により妻の神聖性を示している。

その歌謡八九が「真玉なす 吾が思ふ妹 鏡なす 吾が思ふ妻」と、前掲の古事記歌謡七八とともに歌中に妹と妻の二つの語が見られる特徴的な表現であることは、既に阪下圭八が指摘し、『妹』と『妻』が同一歌内に共存する例はごく少ない」としてその用例を挙げてゐる。その中で、古事記歌謡四は前述し、他に人の妹（妻）と動物の妻の対比（二五・三六二五、一七・三九九三）、妻に対して妹と兄という兄妹を指す事例（一七・三九六二）を除くと次の通りである。

……玉藻なす 靡さわが宿し 敷栲の 妹の手本を 露霜の 置きてし来れば ……愛しきやし わが孀の児が 夏の 草の 思ひ妻えて 嘆くらむ 角の里見む 靡けこの山 (二・二二三八)

見渡しに 妹らは立たし この方に われは立ちて ……玉繩の 小楫もがも 漕ぎ渡りつつも 語らはむ妻を (二・三三二九九)

隠口の 泊瀬の川の ……上つ瀬の 年魚を食はしめ 下つ瀬に 鮎を食はしめ 麗し妹に 鮎を惜しみ ……

またも逢はぬものは 妻にしありけり (一・三三三三三〇) 天地の 神は無かれや 妻は無かれや 愛しき わが妻離る ……な離けそと われは折れど 枕きて寝し 妹が手本は 雲にたなびく (一九・四二二二六)

二・一三八は人麻呂の石見相聞歌の或る本歌で、中程の「妹が手本を」に対し、最後の方で「わが孀の児が」と妹と妻の呼称が併用されている。一・三三三三三〇は前半で「麗し妹に」、最後に「妻にしありけり」、一九・四二二二六では初めに

「愛しきわが妻離る」、最後に「妹が手本は雲にたなびく」とあり、二首ともに挽歌である。阪下が事例として挙げている一・三三二九九も挽歌で、初めの「妹らは立たし」に、結句「語らはむ妻を」とあるが、用字や訓読に問題がある。結句の「語らはむ妻を」を略解が「妻は益の誤にて、かたらはましを歎」とし、注釈、古典大系本、講談社文庫本などが採用した。釋注、全解などは「語らはむ妻」と訓んでいる。三二九九は訓読上難があるので、「妹」と「妻」の一首内の併用例からは外しておく。右の万葉集の「妹」と「妻」の一首内の併用例と当該歌の差異は、当該歌が「妹」と「妻」との対句で使用されている点である。前掲の古事記歌謡四は対句とは言えないものの、「愛子やの妹の命」と「若草の妻の命」が句を隔てて対応している点で右の万葉歌よりは当該歌に近い。それらに対して、当該歌の異伝歌である万葉一・三三二六三は「真玉なす 我が思ふ妹も 鏡なす 我が思ふ妹も」となっており、阪下は次のように解する。

『記』の編述者は、ここであえて意識的に「妹……妻」の対句を作り出したと思われる。(中略) 『記』編述者は「妹……妹」とあつた原歌謡に手を加え、「妹……妻」になりなしたのである。(中略) 対句の一方の「妹」は恋人の意ではなく文字通りの「妹」「伊呂妹」とうけとるべきだろう。

阪下は万葉三二六三から当該歌へ兄妹相姦の歌として意識的改変と見なしているが、どうであろうか。兄妹婚を基盤として「妹」と「妻」を同義とする表現が成り立っていることを踏まえ、

神語という一種の神謡である古事記歌謡四を参照するならば、むしろ当該歌の方が兄妹婚を基盤とした神謡に近いと捉えた方が妥当性がある。当該歌は兄である夫が妹である妻に贈った恋歌で、その面で当該物語の発端の地の文と古事記歌謡七八は呼応していると言える。万葉三二六三はそれを妻としての「妹」に語を統一したものと考えられ、それは後述するように、万葉三二六三の左注の記述にも関わる。

二、軽太子の恋歌——露見の歌——

当該物語の発端の歌謡七八は秘めた恋を露見させようとする兄の恋歌と捉えられるが、続く古事記歌謡七九も同様の内容である。

笹葉に 打つや霰あられの たしだしに 率寝てむ後は 人は
離ゆとも うるはしと さ寝しさ寝てば 刈薦かりこもの 乱れば

乱れ さ寝しさ寝てば (古事記歌謡七九)

古事記歌謡七九について、これらを二首とするか一首とするかで見分かれるが、ここでは一首と見なしておく。この歌では特に「率寝」に着目する。「率寝」は既に説かれているように、男の側からの表現で、万葉集、肥前風土記松浦郡の歌謡などに見られる。

筑波嶺の嶺ろに霞居かすみ過ぎかてに息づく君を率寝てやらさね

(万葉一四・三三八)

明日香川塞くと知りせばあまた夜も率寝て来ましを塞くと
知りせば (同・三五四五)

橘の寺の長屋に我が率寝し童女うなひな放髪は髪上げつらむか

(一六三三八二)
篠原の弟姫の子そさひとゆも率寝てむしだや家にくださむ
(肥前風土記松浦郡)

三三八八は「息づく君」とあるから女の立場の歌だが、講談社文庫本では「仮想の歌。女の労働歌」、古典集成では「歌垣での女側の挑み歌か」などと解する。歌の状況は様々想定されるが、いずれにせよ「率寝」が男の行為であることは動かない。三八二二は特殊な状況であることが左注でも解説され、次の三八二三で歌の語句を替えている。肥前風土記の歌謡は弟姫に対して半身蛇半身人であるものが人に変身し歌ったという。これも特殊な状況の歌として記述され、歌垣、あるいはその背景の神婚儀礼なども想定される。そして、「率寝」はもう一例、神代記(紀)でトヨタマビメとヒコホデミの別離後の問答歌の中の古事記歌謡八(書紀歌謡五に異伝歌)にも見られる。

赤玉は緒さへ光れど白玉の君が装よそし貴くありけり (古事記歌謡七)

沖つ鳥鴨ひ着く島に我が率寝し妹は忘れし世のことごとくに (古事記歌謡八)

古事記ではトヨタマビメがヒコホデミと別れてワタツミノ宮に還った後、「不忍恋心」して妹タマヨリヒメに託して「献」った歌の返歌としてヒコホデミが歌ったとされる。書紀一書三ではヒコホデミが右の歌を先に歌い、トヨタマビメの歌は御子のウガヤフキアヘズと対比させてヒコホデミに応ずる歌となっている。書紀正文を含め、書紀の他の一書にはこれらの歌は記述されてなく、また、古事記と書紀一書三のいずれが本来

的かなどは不明と言わざるを得ないが、矢嶋泉は古事記の文芸性を論じる中で、トヨタマビメが先に歌うことにより、ヒメの怨念・憤怒を解消・中和する作用があるとの見解を述べている。右の二首は書紀では「挙歌」と記述され、宮廷に伝承され歌われていた大歌の一つであった。後の歌経標式では恋歌の始まりとして右のヒコホホデミの歌を挙げている。

故有_下龍女歸_レ海天孫贈_二於戀_レ婦歌_一、味相昇_レ天會者作_中称_レ威之詠_上。

そこではヒコホホデミを「天孫」と記載しているから、歌経標式は書紀一書二を典拠としたものと見なされる。これによれば、奈良朝後期においては、右のヒコホホデミの歌が男の恋歌の起源とされていたと言つてよい。歌経標式がヒコホホデミの歌の次に挙げるアヂシキタカヒコネに対するシタテルヒメの歌は、周知の通り、その後の古今集仮名序の割注（古注）などで「えびす歌」としてクローズアップされる。仮名序割注の「えびす歌」は、神代紀（記）の当該歌にある歌曲名「夷振」を誤伝したものとされている。そして、先の古事記歌謡七九には「夷振の上歌」との記載がある。これらの歌曲名は歌詞以上に歌い方による命名だろうから、その歌曲名で単純に歌を結びつけることはできないが、ヒコホホデミ、シタテルヒメ、軽太子の歌が歌曲名に共通するものがあることは注目される。音楽上での重なりと「率寝」の語句のつながりから、古事記歌謡八と七九は歌の古代的存在において通じるものがあったのではないか。古事記歌謡七九も宮廷の大歌で、その前の古事記歌謡七八同様、兄の側から恋の露見を知らせる歌として伝えられていたと考えら

れる。恋の露見の歌としては、軽太子が穴穂御子との戦いに敗れた後の歌も該当する。

天廻^{あまた}む 軽の嬢子^{せとめ} いた泣かば 人知りぬべし 波佐の山の鳩の 下泣きに泣く
(古事記歌謡八二)

この歌に関して、古代歌謡全注釈では

軽大郎女が悲しんで泣くさまを、「……下泣きに泣く」と歌つたとすればおかしい。二人の仲は既に人々に知れ渡つて、今追われているのであるから、今さら「甚泣かば人知りぬべし」などいうはずはないからである。

と、相姦露見ゆえの人心離反と解する立場から、古事記歌謡八二は「おかしい」という。一方、神野志隆光は、古代歌謡全注釈のように、当該歌を「おかしい」とするのは古事記の文脈解釈に問題があるからだとして、太子逮捕の段につなぐ「是以」という接続語が原因理由を示すのではなく、逮捕・追放の理由を兄妹相姦露見に求めなくてもこの段は支障なく読めるという^③。神野志説については、古事記歌謡八二と地の文のずれの解消にはなるが、軽太子追放の理由は兄妹相姦によるとするのが大方の見解である。では神野志説とは別に古事記の文脈に即して歌謡八二はどのように捉えられるだろうか。

そこで当該歌の「天だむ軽のをとめ」という語句を検証する。

この語句について、以下の歌詞の主語とする説と呼び掛けとする説などがあるが、森朝男は呼び掛けから転じて名告りに相当するとし、本来は歌全体で大郎女の（ところあらわし）を示す歌ではないかと解する。古事記で太子の歌とするものを大郎女の歌とするのは認め難いが、「天だむ軽のをとめ」を名告り

とするのは注目される。土橋寛以来、これらの歌は本来は軽付近で歌われていた歌垣などの歌が古事記に転用されたというような解釈が通説化しているが、右の森朝男の「名告り」説を踏まえると新たな歌の解釈が可能となる。「名告り」については旧稿で取り上げたので、それらを以下要約する。

万葉集などで恋における「名告り」が禁忌の対象となっていたことは例えば次のような歌がある。

わたつみの沖に生ひたる縄苔の名はさね告らじ恋ひは死ぬとも
(一一三〇八〇)

三〇八〇番歌は恋の初期の秘密な段階で、二人の仲が公になるのを恐れている状況と想定される。「名告り」に対する禁忌は、名を言うのではなく、名を「のる」「ことへの畏れを背景として

都^{みやこ} 恐^{おそ}みと能^の良^ら受^うありしをみ越^こ路^ぢの手向^{たむけ}に立ちて妹^{いもうと}が名能^な里^り
(一五三三三〇)

では、峠の神の前で今まで告らずにいた妹の名を名告ってしまったと歌っている。この歌は、所謂「たわやめのまどひ」によって、越の国に配流された中臣宅守が愛発の関で詠んだとされるもので、峠ではなく、占いの行為をした場合に名告らなかつた相手の名が顕われてしまったという歌（万葉一四二三七四、三四八八）もある。

これらの「名告り」の禁忌と名顯しを踏まえ、先の古事記歌謡八二に再度戻ると、「天だむ軽のをとめ」で軽太子がそれまで告らずにいた妹の名を名告り、その名を顯した、その点でこれも一種の露見の歌と見なされる。前歌七八の「下泣き」に呼

応し「軽のをとめ」が「下泣きに泣く」様を歌ったのである。こう解釈することによって、神野志などがこだわった歌と地の文との齟齬が別のレベルで解消されるのではないか。「軽のをとめ」などは歌詞と地の文の不一致（古代歌謡全注釈）などとマイナスに解されていたが、むしろ、相手の名が「軽のをとめ」である軽太郎女だと名告ることによって、物語発端の兄妹相姦に伴う兄の妹への心情を明らかにした露見の歌と解釈される。因みに、恋歌において相手の名を歌に詠みこむのは、万葉集巻二・九五番歌内大臣藤原卿の「安見兒」や、一一〇番歌の日並皇子の「大名兒」などがある。

三、妹の恋歌——衣通王（郎姫）の獻歌と恋歌——

次に衣通王（軽太郎女）の歌と地の文を取り上げる。

其の衣通王、歌を献りき。其の歌に曰はく、

夏草の阿比泥の浜の掻き貝に足踏ますな明かして通れ

(古事記歌謡八六)

故、後に亦、不堪恋慕而、追ひ往きし時に、歌ひて曰はく

君が行き日長くなりぬやまたづの迎へを行かむ待つには

(古事記歌謡八七)

待たじ

允恭記の系譜部で衣通王が軽太郎女の亦の名であることが示されているので、古事記の中では矛盾がないように記されているが、何故にここで衣通王の名を用いたかは既に様々論じられている。三浦祐之は衣通王について、日本書紀の衣通郎姫に相当する允恭皇后忍坂大中姫の弟姫を宮中に連れて来るのに尽力した中臣烏賊津使主が、近江風土記逸文の伊香刀美に相当する

として、伊香刀美が見出した天人女房の説話を背景にしたものと捉える。阿部寛子は、衣通王をめぐる記述から衣通王に神女の要素が見出せると指摘する。それらを踏まえて、「其衣通王」が「献歌」したという地の文に注目する。

その地の文の文頭「其衣通王」の「其」という表記は、允恭記系譜部で示された「衣通王」が「軽太郎女」の亦の名であるという注記が踏まえられていると一応は読めるが、諸注などが言及するように、文脈からして唐突の感は拭い切れないのも事実である。続く「献歌」という記述はどうか。古事記の中で他に「献歌」と記述されているのは次の通りである。

其の御子を治養す縁に因りて、其の弟玉依毘売に附けて、歌を献りき。
(古事記歌謡七)

天皇の上り幸す時に、黒日売、御歌を献りて曰く

(仁徳記 歌謡五五)

(三重の采女が)故、此の歌(歌謡九九)を献りしかば、其の罪を赦しき。
(雄略記)

璽くして、哀孿比売、歌を献りき。其の歌に曰く

(雄略記 歌謡一〇三)

ともに、天皇、あるいは天つ神に対して歌を献上するという言わば王権の論理に従った用例である。また、万葉集にも「献歌」の用例は散見するが、それらは人麻呂などが皇子、皇女に文字通り歌(恋歌の例もある)を献上する場合に用いられている。一方で、同母妹の歌の他の例を見ると、アヂシキタカヒコネに歌った伊呂妹タカヒメの歌、古事記歌謡六では「歌曰」とのみ記している。これらの用例を参照するならば、「献歌」という

地の文により、軽太子と衣通王(軽太郎女)との間に上下の隔たりがあるかのように示され、二人の間に生じた兄妹相姦という物語の発端と齟齬が生じる記述がなされていると言える。ただし、歌謡八六の詩句においては、諸注などが注意しているように、「明かして通れ」は、その前の軽太子の歌謡八三「寄り寝て通れ」と対応し、「阿比泥の涙」の「ね」も「寝る」の「寝」という音が響き合うような内容になっている。

次の有名な歌謡八七はその前の地の文で衣通王が「不堪恋慕」して歌ったとある。ここで古事記における「恋」の用字を検索すると次の通りである。

然くして後は、其の伺ひし情を恨むれども、恋ふる心に忍へずして
(神代記 歌謡七)

天皇、其黒日売に恋ひて、大后を欺きて曰く「淡道鳥を見

むと欲ふ」といひて、幸行しし時に(仁徳記 歌謡五三)

天皇、八田若郎女に恋ひて、御歌を賜ひ遣りき。

(仁徳記 歌謡六四)

歌謡五三は「恋」の字と歌がやや隔たっているが、当該物語を含めて「恋」の用字は歌を導き出しており、古事記においては地の文の「恋」と歌が連動していると言える。そして、仁徳記の場合は天皇が「恋」するのに対して、神代記、当該物語では、妹が「恋」し歌を歌う点で通じている。古事記歌謡八は前述したが、その前の歌謡七の状況において、当該物語の「不堪恋慕」に対し、「不忍恋心」さらに、「其の弟玉依毘売に附けて」ではあるが「献歌」と対応するような表記が認められる。ここで改めて歌謡七を検証する。

赤玉は緒さへ光れど白玉の君が装ひし貴くありけり

(古事記歌謡七)

既述したように、類歌が神代紀一書二にもヒコホホデミの歌の答えとして見られるが、古事記ではトヨタマビメが先に歌い、ヒコホホデミが答えるという順になっている。これはどちらが本来的かということではなく、古事記が妻である妹の歌を先にすることによって、前掲の矢嶋泉が説くように、妹の怒りを鎮め、かつ、妹の能動性を強調していると捉えるべきである。恋の場や恋歌において妻(妹)の能動性を表現しているという点においても、神代記のトヨタマビメを踏まえて当該物語の衣通王の人物像が生成されたのではないか。ただし、歌の内実には大きな差異が認められる。歌謡七は「赤玉」と対応させ、ワタツミノ神に関わる「白玉」を喩として君を讚美する歌で、所謂恋歌ではない。

それに対し、歌謡八七は遠くに隔たった君への恋慕の情から発し、「待つには待たじ」という能動性が地の文と相俟って表現されている。ここにおいて、前述した「献歌」という地の文によって生じた齟齬が、衣通王の「不堪恋慕」という地の文と恋歌によって、その矛盾解消の方向に向かっていく。要するに、当該物語の地の文では、軽太子が伊呂妹軽大郎女を「姦」したと兄妹相姦を明示しながら、軽太子の「恋歌」と衣通王である軽大郎女の「献歌」「恋歌」で話が展開するという点において、兄妹相姦との齟齬とその解消という流動性を抱え込んでいる。それは、その二人の兄妹相姦の罪を軽大郎女の流罪で決着を付ける日本書紀の記述に対して、古事記が兄妹相姦とその後に兄

妹の恋歌で物語を展開するという矛盾の辻褄を合わせようとする記述方法を取ったことによる。つまり、古事記は当該物語を言わば兄妹の恋歌物語として記述しようとしているのだ。なお、当該歌とその異伝歌が万葉集に所収されているが、それに関しては後述する。

さらに、三浦佑之、居駒永幸などによって既に指摘されていることだが、当該物語の歌には歌曲名が多く記載されているにもかかわらず、歌謡八〇とこの衣通王の歌二首に歌曲名の記載が見られない¹²⁾。そのことから、当該歌二首は別系統で後から挿入されたとする居駒の見解も可能となる。その見解に従って衣通王の歌二首を削除した場合には、衣通王(軽大郎女)の心情表現が見られなくなり、当該物語地の文の「共自死」という結末に至る必然性が乏しくなる。要するに、この衣通王の歌二首、特に歌謡八七は物語の上で重要な位置を占めている。

既述したことが、允恭紀では衣通郎姫は皇后の弟姫で、天皇の妻の一人として天皇と歌を交わした中に、「恋天皇」して歌ったというよく知られた歌がある。

八年二月……是夕、衣通郎姫、天皇を恋ひたてまつりて独り居り、其の天皇の臨せることを知らずして、歌ひて曰く、

我が背子が来べきよひなりささがねの蜘蛛の行ひこよひ
著しも (日本書紀歌謡六五)

歌は相違するが、「背子」や「君」を「恋」する歌を残したという点において衣通王(郎姫)は記紀に記述された。日本書紀においても「恋」の用字はあまり多くなく、他の用例は次の通りである。

天皇、父王に恋ひたまひて、養ひ狎けむとたまふ。
(仲哀紀元年十一月)

皇子大鷦鷯尊、髪長姫を見すに及び、其の形の美麗しきに感でて、常に恋ふる情有り。
(応神紀一三年九月)

近日妾、父母を恋ふる情有り。
(応神紀二二年三月)

天皇、是に皇后の大きに怒りたまふことを恨みたまへども、而も猶し恋し思ふこと有します。
(仁徳紀三十年十一月)

是に由りて、其の妻飽田女、徘徊顧恋し、失緒傷心し、哭声尤く切にして、人をして腸断せしむ。
(仁賢紀六年九月)

右の中で、仲哀紀元年十一月、応神紀二二年三月は父や父母に対する情、応神紀一三年九月、仁徳紀三十年十一月はオホサザキ(仁徳)の髪長姫や磐姫皇后に対する心情表現、仁賢紀六年九月は妻の夫に対する感情で、文選などに典拠があるとされる。従つて、日本書紀全般においても妹が背子を「恋」して恋歌を歌うという用例は稀だということになる。別に言えば、「恋」は古事記、日本書紀を通じて非王権的な位相にあると言えそうである。因みに、記紀歌謡で「こひ」という語が用いられているのは古事記のヌナカハヒメがヤチホコノ神に対して歌った歌の末尾「な恋ひ聞こし」と、斉明紀七年十月、斉明天皇崩御に際しての皇太子中大兄皇子の歌「君が目の恋しきからに」の二例に留まる。

要するに、古事記、日本書紀を通して衣通王(郎姫)は君や背子に恋して恋歌を歌つたとされる人物で、それらの歌は言うならば記紀において妹の恋歌の起源とされたのではないか。周知のように、允恭紀の衣通郎姫の恋歌は、異伝歌が妹の恋歌の

起源のように考えられ、古今集に取り上げられるほど有名になった。

四、古事記恋歌と万葉集相聞

君が行き日長くなりぬ山たづね迎へか行かむ待ちにか待たむ
(万葉集二・八五)

君が行き日長くなりぬやまたづの迎へを行かむ待つには待たじ
(同九〇)

周知のように、古事記歌謡八七の異伝歌が万葉集巻二相聞の冒頭歌八五番歌に磐姫皇后の作として、その注記のような形式で九〇番歌に「古事記曰く」として衣通王の歌が再録されている。九〇番歌の題詞には允恭紀を抜粋し、左注として日本書紀を参照し歌の考証を行っている。題詞では軽太子が軽太郎女に姦けたことよつて太子が伊予に流され、衣通王が「不堪恋慕」して追ひ往きて歌つたと、古事記の地の文を最小限抜粋引用し、古事記を典拠にしたことは明確である。ただし、「此時、衣通王」とあり、既述した古事記「其衣通王」という記述とは微妙に異なっている。勿論、題詞の記述者や当時の万葉集の読者と想定される人々にとつても、古事記の当該物語は自明のものであったであろうから、この題詞の記述で理解し得たと思われるが、古事記の記述以上に「此時、衣通王」という展開は唐突に見える。講談社文庫本はこの題詞について「原文通りではない」と注する。この注が抜粋引用のことを指しているのか、一歩進んで内容に踏み込んだものかは不明であるが、古事記との微妙な差異に注意したい。もし、古事記の文脈を前提としないでこの題詞

を読んだ場合、軽太郎女と衣通王の関係が理解できない恐れが生じてしまう。ただ、左注では八五番歌と九〇番歌の歌主の差異を考証するために、仁徳紀の磐姫皇后の事跡と、允恭紀の軽太子と軽太郎女の事件と顛末を引用し、允恭紀の衣通郎女関連記事は参照していないので、左注の理解では九〇番の歌の作者は衣通王でもある軽太郎女ということになる。それにしても、九〇番歌の題詞は古事記が歌い手を衣通王とする唐突さを引きずっていることは確かである。

これも既に指摘されていることだが、万葉集において古事記を参照するのは九〇番歌の他に、既述した当該物語の最後に軽太子が歌ったという古事記歌謡八九で、その異伝歌の前掲一三・三二・三三の左注の二例のみである。これらは允恭紀の当該物語が万葉集生成時においてもよく知られていたことを示している。そして、三二・三三の左注においても古事記と万葉集の記述に微妙な差異が認められる。

古事記を検ふるに曰はく、件の歌は、木梨軽太子自死之時に作る所といへり。

当該歌の左注では軽太子が「自死之時」の歌と記していることは、古事記で軽太子と衣通王（軽太郎女）が地の文で「共自死」と記述されていることと差異が見られる。前掲の万葉九〇番歌の題詞、左注が古事記、日本書紀の本文をほぼ抜粋引用しようとしたのに対し、三二・三三の左注は古事記の内容を説明したもので、古事記の当該物語を周知のことであるという前提で、歌い手の名を明らかにするという意図で書かれたとすれば支障ないとも言えるが、古事記で当該物語の締めくくる悲劇的な結末

の記載であるので、看過できない。三二・三三の左注を文字通りに読めば軽太子が一人で自害したと読める。その面で、前述したように、古事記歌謡八九の妻と妹の対句表現が兄妹婚の神話を踏まえているのに対して、三二・三三はそのような神話を排除していると言える。そして、そのことは歌謡八九と異伝歌の万葉三二・三三番歌の詩句の解釈からも導き出される問題でもある。古代歌謡全注釈では古事記歌謡八九の末尾の「家にも行かぬ国をも偲はめ」について、「むしろ軽太子が、故郷にいる軽太郎女の死を聞いて悲しんだ歌にふさわしい」として、歌全体の状況を次のように解釈する。

物語本来のあり方は軽太子が伊予に流された後、衣通郎女は哀しみに堪えかねて死ぬ。それを伝え聞いて太子が詠んだのがこの歌であり、その後を追って太子も自殺した、という形になっていたのではないか。

一方、万葉集釋注の三二・三三の解説では古事記歌謡八九に触れて次のように言及する。

本来、異郷で妻の死を聞いた折に悲しむこの型の挽歌があり、それが語り伝えられて異伝を生みつつ、軽太子の物語にも結びつけられ、『万葉集』巻十三にも収められるに至ったものと考えられる。

右の二つの解釈は当該歌を挽歌と捉えたものであるが、釋注がその後で別解を示すように、三二・三三は相聞に分類され、万葉集では相聞として理解されていた。勿論、折口信夫などが説くように、挽歌と相聞は歌の発想は共通するものがあり、状況の差異によって、どちらにもなり得るといえることは言える。

ただし、二人別々に死に至るのではなく、当該物語の地の文の結末で「共自死」と記述していることは、物語発端の兄妹相姦と兄妹の恋歌とが連動した結果である。ここにおいて、物語の発端からの地の文と兄妹の恋歌との呼応と齟齬が最終的に解消されるに至るのである。因みに、歌謡のない垂仁記のサホビコ・サホビメの物語の結末は「其伊呂妹、亦、従也」と、伊呂妹サホビメが兄に殉じて死ぬように記述されており、当該物語の兄妹の恋歌に伴って「共自死」という結末とは異なっている。

挽歌と相聞の発想が通じる点は、万葉集卷二一八五からの磐姫皇后の作とされる歌についても従来から議論されていることである。折口信夫などは八五番歌の「山たづね」を魂乞ひの動作として挽歌的に捉えたが、それを否定する見解も出されており、その異伝歌の古事記歌謡八七、万葉集九〇番歌との前後関係も様々に説かれている。それらの諸説を検証する前に、万葉集八五、九〇番歌と左注の記述を再度確認する。古事記歌謡が一字一音表記であったのに対し、万葉集八五、九〇、あるいは前掲の三二六三の歌は訓字表記を基本とするという差異が認められる。これは九〇番歌の題詞、左注が古事記、日本書紀の文章の抜粋・引用であるのとも相違している。これらからは、ほぼ同時代に平行して同じ歌や異伝歌が複数の表記法で記述されていたことが判明する。

八五番歌の左注によれば、この歌一首が類聚歌林に磐姫皇后作となっているという。万葉集では八五から八八番歌までの四首が磐姫皇后作で、それらは起承転結の連作風に配列されていると見るのが通説になっているが、その四首連作風にまとまっ

た時期については様々な説が提案されている。近江朝（中西進¹⁴）、持統朝（伊藤博、土橋寛¹⁵など）、光明皇后時代（直木幸次郎、稲岡耕¹⁶など）。また、八五番歌と九〇番歌（古事記歌謡八七）のどちらがもとであったかなども諸説がある。ただ、それ以上に、磐姫皇后作とされる歌が万葉集卷二相聞の冒頭に置かれていることに意を用いるべきである。この磐姫皇后作歌は万葉集編纂過程の追補だとする意見もあるが、いずれにせよ、現万葉集では相聞の冒頭歌であることの意味はあるはずである。「相聞」は中国の文献に典拠があることは、伊藤博などによって明らかにされているが、古今集以降は恋歌とされるので、恋歌の万葉集における分類方法が相聞であると認識されていたと言えらる。恋歌の恋は、折口信夫などが説くように、原義的には魂乞ひの行為に基づき、かつ伊藤博の言う「孤悲」の万葉仮名に対応するような、相手と隔たった時に湧き上がり、当該物語のように非王権性をも内包する感情くらいに捉えておく。

八五番歌などが万葉集全体としても最も古代の磐姫皇后作とされ、相聞歌の冒頭に置かれたのは、それらが万葉集における相聞、あるいは恋歌の起源と見なされたことを意味する。古事記、日本書紀の磐姫皇后が嫉妬の権化のように記述されているのに対し、万葉集相聞歌が天皇を思う歌であることに関して、嫉妬と表裏する心情表現などと解されたりするのだが、どうであろうか。八五番歌の「待ちにか待たむ」は旅行く「君」を妹が「待つ」多くの歌の類型を背後に持ち、妹の恋歌の起源としてふさわしいものとされた。それに対して、九〇番歌（古事記歌謡八七）の「待つには待たじ」は妹が「待つ」という受動性

から能動性に転じ、但馬皇女の歌

人言を繁み言痛み己が世に^{こちた}いまだ渡らぬ朝川渡る

(万葉二・一一六)

などを生み出す今一つの妹の恋歌の起源となったと捉えられる。但馬皇女の歌の題詞「竊に穂積皇子に接ひて、事すでに形はれて作りませる」は異母兄妹の恋でありながら、軽太子と衣通王（軽太郎女）の兄妹婚と重なるように記述されている。伊藤博は、但馬皇女と穂積皇子などの恋歌が歌語りとして伝承されていたと想定しているが、それらの万葉の恋歌語りに通じるものを有しながら、軽太子と衣通王（軽太郎女）の兄妹の恋歌は、地の文との流動性を抱え込んでいるという差異も認められる。

結

以上の考察をまとめると次のようになる。

允恭記では、軽太子と衣通王（軽太郎女）の兄妹の恋歌は、その兄妹相姦という物語の発端とその状況を踏まえつつ、物語の地の文と離れたり繋がったりしながら関わっている。古事記歌謡七八、七九は兄が妹との恋の露見を示す歌、歌謡八二は妹の名を明かす兄の露見の歌として機能している。太子が歌ったとされる歌謡七八、八九は、妹と妻が神話的位相として同一であることを示す兄の恋歌として読める。それらに対して、歌謡八六、八七は当該物語の他の歌謡と相違して歌曲名が記されず別系統の歌と見なされる。それら衣通王を歌い手とする妹の恋歌は、地の文により「献歌」と「恋歌」とすることで神代記の

歌と状況とを通じさせるとともに、「献歌」などにおいて兄妹相姦と齟齬する面と、「恋」の用字などによって兄妹相姦の状況を踏まえるという流動性を抱え込みながら、結末の「共自死」という地の文に至る作用を果たした。それは、兄妹相姦と兄妹の恋歌という矛盾を相克しつつ、最終的には、言わば兄妹の恋歌物語ともいべき記述に至る古事記の方法と言えるのではないか。さらに、歌謡八七、八九の兄妹の恋歌は、万葉集相聞歌に異伝歌が記載され、題詞や左注で当該物語が抜粋引用されていることから、恋歌や相聞歌として、万葉集の他の恋歌語りなどを生成させていく動因になったと捉えられる。因みに、日本書紀で兄妹相姦に相当する「姦」の用字は、欽明紀二年三月、敏達紀七年三月に、皇子が伊勢斎宮である皇女を「姦」す場合に用いられている。神聖な巫女伊勢斎宮を「姦」す密通事件は平安朝に至るまで、歴史や文学の題材になっていった。

本稿で扱わなかった当該物語の部分や歌謡、また、允恭記に記述された意味などについては改めて別に考えたい。

注(1) 吉田修作「古事記における『愛』と『別離』——神代記と垂仁記——」(『日本文学』二〇一四年六月)。

(2) 古橋信孝「兄妹婚の伝承」(『神話・物語の文芸史』ペリかん社 一九九二年)、工藤隆「古事記の起源」中公新書二〇〇六年) 二二五―九ページなど。

(3) 西郷信綱「近親相姦と神話——イザナキ・イザナミのこと——」(『古事記研究』未来社 一九七三年)。

(4) 阿部寛子「衣通王」神女論—軽太子・軽太郎女の物語

- から―(「古事記研究大系8 古事記の文芸性」高科書店一九九三年)。以下阿部寛子論はこれに従う。
- (5) 吉田修作「(言)と琴」(「古代文学表現論」おうふう二〇一三年)。
- (6) 阪下圭八「軽太子・軽太郎女の物語―『古事記』・『日本書紀』の方法と表現―」(「国語と国文学」六八巻五号一九九一年五月)。以下阪下圭八論はこれに従う。
- (7) 矢嶋泉「所謂『古事記』の文芸性」について―火遠理命と豊玉毘賣命をめぐる―(「青山語文」二〇号一九九〇年三月)。以下矢嶋泉論はこれに従う。
- (8) 神野志隆光「軽太子と軽太郎女の歌謡物語について」(『論集上代文学一四冊』笠間書院 一九八五年)、「歌の方法―軽太子・軽太郎女の物語」(『漢字テキストとしての古事記』東大出版会 二〇〇七年)。
- (9) 森朝男「木梨軽太子伝承考―万葉集相聞歌論の射程で―」(「恋と禁忌の古代文芸史」若草書房 二〇〇二年)。
- (10) 吉田修作「名告り考」(「古代文学表現論」おうふう二〇一三年)。
- (11) 三浦佑之「軽太子軽太郎女の伝承―道德意識の悲劇性―」(『日本文学』昭和四九年九月)。
- (12) 三浦佑之「前掲論文(注11)、居駒永幸「衣通王の歌と物語」(「古代の歌と叙事文芸史」笠間書院 二〇〇三年)。
- (13) 折口信夫「戀及び戀歌」(『折口信夫全集』五巻 中央公論 一九九五年)。
- (14) 中西進「伝誦の作家たち」(『中西進 万葉論集 一卷』講談社 平成七年)。
- (15) 伊藤博「巻二磐姫皇后歌の場合」(『万葉集の構造と成立上』塙書房 昭和四九年)、土橋寛「人麻呂と磐姫皇后の歌」(『土橋寛論文集 上』塙書房 昭和五九年)。
- (16) 直木幸次郎「磐姫皇后と光明皇后」(『夜の船出』塙書房 昭和六〇年)、稲岡耕二「磐姫皇后の歌」(『万葉集を学ぶ第二集』有斐閣 昭和五二年)、「磐姫皇后歌群の新しさ」(『東京大学教養学部人文科学科紀要』六〇 昭和五〇年三月)。
- (17) 伊藤博「相聞と恋歌」(『萬葉集相聞の世界』塙書房 昭和三四年)。
- (18) 伊藤博前掲書(注17)。